



# 今号のトピックス

# 年金見込額を知るには

## ●ねんきん定期便

毎年誕生月下旬に、組合員の方へ年金加入期間や老齢年金の種類と見込額に関する情報をお送りしています。(公立学校共済組合本部からご自宅あてに送付されます。)

### ■35歳、45歳、59歳の方 (封書による送付)

#### ●59歳

- ・現在の加入条件で60歳まで継続加入したものとして計算した年金見込額
- ・作成月の前々月までの年金加入期間および保険料納付状況

#### ●35歳、45歳

- ・作成月の前々月までの加入実績に応じた年金見込額
- ・作成月の前々月までの年金加入期間および保険料納付状況



### ■35歳、45歳、59歳以外の方 (はがきによる送付)

#### ●50歳以上

- ・現在の加入条件で60歳まで継続加入したものとして計算した年金見込額
- ・作成月の前々月までの年金加入期間および直近13ヶ月分の保険料納付状況

#### ●50歳未満

- ・作成月の前々月までの加入実績に応じた年金見込額
- ・作成月の前々月までの年金加入期間および直近13ヶ月分の保険料納付状況

50歳以上の方は、現在の加入条件で60歳まで加入し続けた場合の見込額が記載されています。

料金後納 郵便

**親展**

101-0064  
東京都千代田区神田駅前2-1-1  
2-9-5

公立 太郎 様

2-8MS42K0000001#

大切なお知らせ

**ねんきん定期便です**

問い合わせ先

**公立学校共済組合**

〒101-0082 東京都千代田区神田錦町2-1-1  
http://www.kouritu.go.jp/  
電話 03-6289-1122  
受付時間 月～金曜日(祝日、年末年始を除く)  
午前の受付は午後5時30分まで  
年賀状、増設ができません。お受け取りの際はご注意ください。  
郵送によるお申し込みは、正確に必要事項を記載していただく必要があります。  
両面を、ゆっくりとほがして、ご覧ください。  
(封書に書かれたお名前等は、必ず郵封していただく必要があります。)

基礎年金番号		私立共済の加入番号		※お問い合わせの際は、基礎年金番号をお知らせください。		
1234567890						
<b>1. これまでの年金加入期間</b> (若齢年金の受け取りには、原則として120月以上の加入期間が必要となります。)						
第1号被保険者 (特別共済生年金)	第3号被保険者	国民年金 計 (基礎年金を除く)	私学共済 計 (基礎年金を除く)	合計加入期間 合計 (未納月数を除く) (a+b+c)	保険料納付期間 (d)	受給資格期間 (a+b+c+d)
93 月	55 月	148 月	0 月			
厚生年金保険 (b)						
一般厚生年金	公務員厚生年金 (国民年金・地方公務員)	私学共済厚生年金 (地方公務員)	厚生年金保険 計	396 月	0 月	396 月
181 月	67 月	0 月	248 月			
<b>2. 老齢年金の種類と見込額</b> (年間の受取見込額)						
受給開始年齢	61 歳～	64 歳～	65 歳～	老齢基礎年金		
(1) 国民年金				686,758円		
(2) 厚生年金保険	特別共済の老齢厚生年金	特別共済の老齢厚生年金	特別共済の老齢厚生年金	老齢厚生年金		
一般厚生年金期間	国民年金 計	国民年金 計	国民年金 計	390,744 円	390,744 円	390,744 円
公務員厚生年金期間 (国民年金・地方公務員)	国民年金 計	国民年金 計	国民年金 計	299,193 円	299,193 円	264 円
私学共済厚生年金期間 (私立学校の教職員)	国民年金 計	国民年金 計	国民年金 計	15,417 円	15,417 円	137 円
(1)と(2)の合計	円	円	円	390,744 円	705,354 円	1,392,513 円

## ●地共済年金情報Webサイト

ご自身の公務員共済期間の年金に関する情報が閲覧できるサービスです。閲覧には利用申込みが必要で、申込みをするとユーザID通知書が送付され、申込時に登録したパスワードと通知されユーザIDにより、閲覧できるようになります。

閲覧できる項目は、年金加入期間履歴、加入期間、保険料納付済額、標準報酬月額等、年金見込額及び給付算定基礎額残高です。

※既に老齢厚生年金の支給開始年齢に達している方は利用できません。

# 老齢年金の受給開始年齢は

## ●あなたの受給開始年齢は？

老齢厚生年金の受給開始年齢は原則65歳からです。以前は60歳から支給されていて、現在段階的に引き上げられています。下図でご自身の受給開始年齢を確認してみましょう。

生年月日	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳以降
昭和32年4月2日 ～34年4月1日					老齢厚生年金 (特別支給)	老齢厚生年金 老齢基礎年金
昭和34年4月2日 ～36年4月1日					老齢厚生年金 (特別支給)	老齢厚生年金 老齢基礎年金
昭和36年4月2日 以降生まれ						老齢厚生年金 老齢基礎年金

※老齢厚生年金は、被保険者期間と保険料の基礎となった標準報酬月額等により決定されます。

※老齢基礎年金は65歳から日本年金機構より支給されます。

20歳から60歳までの480月保険料を納付した場合で、年額777,800円になります（令和4年度）。

※年金を受給されている方が就職され、厚生年金被保険者となった場合、年金の一部または全部が支給停止となる場合があります。